

新潟薬科大学看護学部授業科目 履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学学則（以下「学則」という。）第43条及び新潟薬科大学授業科目の区分等に関する規程第4条の規定に基づき、看護学部の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定める。

(授業科目の履修)

第2条 授業科目の区分、単位数、履修年次学期及び必修選択の別は、別表のとおりとする。

2 別表第1において、在籍する学年に配当された授業科目を履修することができる。ただし、在籍学年の必修科目と時間割が重複しない場合、所定の期日までに履修申請することにより、下の学年に配当されている科目を履修することができる。

3 必修科目については、履修申請を必要としない。

4 過年度に履修し、単位を修得した科目を再度履修（以下「再履修」という。）する際は、所定の期日までに履修申請しなければならない。

5 選択科目の履修に当たっては、所定の期日までに履修申請しなければならない。

6 選択科目の履修申請について、その科目の履修申請数が定員を超えたときには、履修を許可しない場合がある。

7 受け付けられた履修申請は、原則として変更を認めない。

8 同じ曜日・時限に開講される複数科目を重複して履修することはできない。

9 次学年に進級できなかった者（以下「留年者」）の履修の特例については別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第2条の2 各年度の履修登録単位数の上限は48単位とする。

(授業の出席)

第3条 授業はすべて出席しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、所定の期日までにその事由を証明する書類を添え、申請があった場合は欠席に算入しない。

(1) 忌引き（事由発生日を1日目として、父母の喪7日以内、祖父母・兄弟姉妹の喪5日以内、その他の親族の喪1日以内）

(2) 学校保健安全法施行規則第18条に示されている感染症に罹患した場合

(3) 災害により被災した場合

(4) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、裁判員に選任され、その任務を果たした場合

(5) 公共交通機関の遅延による場合

(6) スポーツなどの大会参加（全国大会または北信越大会等の地区ブロック大会に限る）

(7) その他、大学がやむを得ない事情として認めた場合

(定期試験)

第4条 定期試験は、当該授業が終了する学期末までに、予め必要事項を発表して学期末又は学年末等別に定める期間に実施する。

2 各科目につき、授業時間数の3分の2以上授業に出席している者に受験資格を与える。ただし、定められた期限までに所定の学費を納入していない者には受験資格を与えない。

3 科目担当教員は、定期試験に代えて、レポートを課することができる。

4 定期試験に代えて、レポートを課す場合、授業出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験に代わるレポートを提出することができない。

(定期試験の欠席)

第5条 定期試験を欠席した者は、当該試験日から1週間以内に試験欠席届を提出しなければならない。

(成績評価と単位の認定)

第6条 授業の成績評価は、定期試験による評価の他、レポート評価や小テストの結果等により評価することができる。成績評価及び評価基準は、次のとおりとする。

区分	評価	評点	GP	評価基準
合格	S (秀)	90点以上	4.0	授業科目の到達目標を十分達成し、特に優れている
	A (優)	80点以上 90点未満	3.0	授業科目の到達目標を十分達成し、優れている
	B (良)	70点以上 80点未満	2.0	授業科目の到達目標を達成している
	C (可)	60点以上 70点未満	1.0	授業科目の到達目標を最低限達成している
不合格	D (不可)	60点未満	0.0	授業科目の到達目標を達成していない
	Y (欠)	欠		試験を欠席
	Z (否)	否		授業出席回数不足により不合格
認定	E (認)	単位認定科目	GP対象外	転学部などにより他学部等で修得した科目を本学部の単位として認定

2 前項に規定する成績評価をもとに、GPA (Grade Point Average／成績平均点数) を算出する。

3 第1項に規定する成績評価のうち、次の各号のいずれかに該当する場合に成績評価を「Z (否)」とする。

(1) 講義・演習科目において、授業出席回数が授業回数の3分の2に達しない場合

(2) 実習科目において、授業出席回数が授業回数の4分の3に達しない場合

(追試験)

第7条 追試験は、定期試験の受験資格を満たし、第3条各号のいずれかに該当する事由により、定期試験を受けることができなかった者が、所定の期日までにその事由を証明する書類を添えて申請があった場合に実施する。

2 追試験の最高評価点は、90点とする。

3 追試験を受験する者は、所定の期日に1科目につき1,000円の手数料を納付しなければならない。

(再試験)

第8条 再試験は、科目担当教員が必要と認めた場合に、定期試験不合格者のうち所定の期日までに受験を申請した者に対して実施する。

2 再試験の最高評価点は、60点とする。

3 再試験を受験する者は、所定の期日までに1科目につき2,000円の手数料を納付しなければならない。

(受験上の順守事項)

第9条 第4条、第7条、第8条及びこれに準ずる試験の受験に際しては、別に定める事項を順守しなければならない。

(進級)

第10条 各学年において、別に定める進級基準を満たす単位を修得した者は、次学年に進級できる。

(留年者の授業科目の履修の特例)

第11条 留年者は、当該年次の未修得科目の単位を修得する際には、再履修しなければならない。

2 留年者は、当該年次の既修得科目のうち、科目担当教員により指定された必修科目及び選択科目については、再履修しなければならない。

3 留年者は、当該年次の科目で、過年度に既に修得した科目について、申請の上再履修することができる。

4 前2項で履修した科目の成績は、再履修で得た成績と既修得成績のいずれかよい方とする。

(雑則)

第12条 この規程で定めるもののほか、授業科目に

関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、看護学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

年次別授業科目単位配分表

別表第 1

(必修科目)

区分		授業科目	単位数	配当学年・学期と単位数								卒業の要件	
				1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
教養に関する科目	人文社会科学・教育科学	スタートアップセミナー	2	2								17単位	
		社会学	1	1									
		人間関係論	1	1									
		医療倫理	1	1									
		文化人類学	1		1								
	自然科学	環境と健康	1	1									
		食物と健康	1		1								
		薬と健康	1		1								
		情報リテラシー基礎	2	2									
	外国語	情報リテラシー応用	2		2								
		英語Ⅰ	2	2									
		英語Ⅱ	1		1								
		英語Ⅲ	1					1					
専門教育に関する授業科目（専門基礎科目）	人間と健康	人体の構造と機能Ⅰ	2	2								26単位	
		人体の構造と機能Ⅱ	2	2									
		人体の構造と機能Ⅲ	1		1								
		疾病の原因と成り立ち	2		2								
		疾病の予防と治療Ⅰ	2		2								
		疾病の予防と治療Ⅱ	2			2							
		疾病の予防と治療Ⅲ	1			1							
		薬理学と薬剤管理	2		2								
		感染症と微生物	1			1							
		栄養学	1			1							
	健康と社会環境	医療と看護の歴史	1	1									
		家族看護学◎	1		1								
		公衆衛生学	2		2								
		臨床心理学	1		1								
		人間工学	1			1							
		社会保障と法	1			1							
		多職種連携	1				1						
		疫学◎	2					2					
専門教育に関する授業科目（専門教育科目）	基礎看護学	看護学原論	2	2								74単位 (次頁へつづく)	
		看護の基本技術	1		1								
		援助的人間関係論	1		1								
		看護倫理学	1			1							
		生活支援技術論	2			2							
		治療過程支援技術論	1			1							
		ヘルスアセスメント演習	1			1							
		看護過程展開技術演習	1				1						
		生活支援技術演習	2			2							
		治療過程支援技術演習	1				1						
		基礎看護学実習Ⅰ	1	1									
		基礎看護学実習Ⅱ	2			2							
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論◎	2		2								
		地域・在宅看護論	2		2								
		地域・在宅看護関係法規◎	1			1							
		地域・在宅看護技術演習◎	2			2							
		在宅看護論実習	2				2						
		健康生活自己管理支援実習	2						2				
	成人看護学	成人看護学概論	1			1							
		健康の慢性的揺らぎのある成人の看護	2			2							
		急激な健康破綻をきたした成人の看護	2				2						
		成人看護技術演習	1					1					
		健康の慢性的揺らぎのある成人の看護実習	2							2			
		急激な健康破綻をきたした成人の看護実習	2							2			

区分 分		授業科目	単 位 数	配当学年・学期と単位数								卒業の要件
				1 年		2 年		3 年		4 年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
専門教育に関する授業科目（専門教育科目）	老年看護学	老年看護学概論	1			1						74単位 (前頁からのつづき)
		老年の疾病と治療	1			1						
		老年看護学実践論	1				1					
		老年看護技術演習	1					1				
		老年看護学実習	2						2			
	小児看護学	小児看護学概論	1			1						
		小児の疾病と治療	1			1						
		小児看護学実践論	1				1					
		小児看護技術演習	1					1				
		小児看護学実習	2							2		
	母性看護学	母性看護学概論	1			1						
		女性の疾病と治療	1			1						
		母性看護学実践論	1				1					
		母性看護技術演習	1					1				
		母性看護学実習	2							2		
	精神看護学	精神看護学概論	1			1						
		精神の疾病と治療	1			1						
		精神看護学実践論◎	1				1					
		精神看護技術演習	1					1				
		精神看護学実習	2							2		
	看護統合と課題探究	チーム医療論	1					1				
		チーム医療実習	2							2		
		看護管理学	2					2				
		看護管理学実習	2								2	
		看護研究の基礎	1					1				
		看護研究演習Ⅰ	1						1			
		看護研究演習Ⅱ	2							2		
		災害看護学◎	1							1		
		国際看護学	1							1		

- 備考 1 ネットワークした授業科目は、演習・実習科目を表す。
2 演習・実習科目の履修条件については、「別表第2」参照のこと。
3 ◎が付いている授業科目は、保健師課程必修科目を表す。

(選択科目)

区分		授業科目	単位数	配当学年・学期と単位数								卒業の要件
				1年		2年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
教養に関する科目	人文社会・ 教育科学	音楽と健康	1	1							3単位以上	
		心理学	1		1							
		教育学	1		1							
		日本国憲法◇	2						2			
	科学 自然	歯と健康	1						1			
		漢方とサプリメント	1						1			
	体育	スポーツ◇	1	1								
		健康とスポーツ◇	1						1			
	外国語	中国語	2	2							2単位以上	
		ロシア語	2	2								
		ロシア語	2	2								
		ドイツ語	2	2								
専門基礎科目	社会健康と 環境	ケアの基本理念	1		1						4単位以上	
		在宅医療	1		1							
		保健医療福祉行政論◎	2				2					
		保健統計学◎	2				2					
		ボランティア論	1						1			
専門教育科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論◎	2			2					2単位以上	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ◎※	2				2					
		公衆衛生看護活動論Ⅱ◎※	2				2					
		公衆衛生看護管理論◎※	2				2					
		公衆衛生看護政策論◎※	1						1			
		公衆衛生看護学演習◎※	1						1			
		公衆衛生看護学実習Ⅰ◎※	2						2			
		公衆衛生看護学実習Ⅱ◎※	3						3			
	看護統合と 課題探究	看護教育学	1						1			
		新たな医療と看護の課題	2						2			
		新潟の医療と看護の課題	1						1			

- 備考 1 網掛けした授業科目は、演習・実習科目を表す。
 2 2 演習・実習科目の履修条件については、「別表第2」参照のこと。
 3 ◎が付いている授業科目は、保健師課程必修科目を表す。
 4 ※が付いている授業科目は、保健師課程履修者のみ履修可能であることを表す。
 5 保健師課程資格取得者で、◇の科目を修得した学生は、都道府県教育委員会への申請により「養護教諭二種免許状」を取得できる。

別表第1付表 卒業要件単位区分表

区 分	教 養 科 目	専門基礎科目	専門教育科目	合 計
必 修 科 目	17単位	26単位	74単位	117単位
選 択 科 目	5 単位以上 (外国語 2 単位以上 を必ず含む)	4 単位以上	2 単位以上	11単位以上
合 計	22単位以上	30単位以上	76単位以上	128単位以上

履修条件一覧

別表第 2

区分	授業科目	履修条件
演習科目	ヘルスアセスメント演習	基礎看護学領域の全ての講義科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	看護過程展開技術演習	基礎看護学領域の全ての講義科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	生活支援技術演習	基礎看護学領域の全ての講義科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	治療過程支援技術演習	基礎看護学領域の全ての講義科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	地域・在宅看護技術演習	地域・在宅看護論領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	成人看護技術演習	成人看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	老年看護技術演習	老年看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	小児看護技術演習	小児看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	母性看護技術演習	母性看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	精神看護技術演習	精神看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	看護研究演習Ⅰ	3年次までに開講される看護統合と課題探究領域の全ての講義科目（必修科目）を修得済み又は修得見込みであること。
	看護研究演習Ⅱ	3年次までに開講される看護統合と課題探究領域の全ての講義科目（必修科目）及び看護研究演習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	公衆衛生看護学演習	公衆衛生看護学領域の全ての講義科目を修得していること。
実習科目	基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学領域の全ての講義・演習科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得していること。
	在宅看護論実習	地域・在宅看護論領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	健康生活自己管理支援実習	地域・在宅看護論領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	健康の慢性的揺らぎのある成人の看護実習	成人看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	急激な健康破綻をきたした成人の看護実習	成人看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	老年看護学実習	老年看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	小児看護学実習	小児看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	母性看護学実習	母性看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	精神看護学実習	精神看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	チーム医療実習	基礎看護学実習Ⅱ、在宅看護論実習、老年看護学実習、精神看護学実習の実習科目及びチーム医療論を修得していること。
	看護管理学実習	上記全ての実習科目及び看護管理学を修得していること。
	公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ	公衆衛生看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。